

大磯町立の中学校等の設置に関する条例の一部を改正する
条例

大磯町立の中学校等の設置に関する条例（昭和39年大磯町条例第19号）の一部を次のように改正する。

別表第3大磯町立国府幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄